

# 經濟論叢

第128卷 第1・2号

---

|                                       |         |    |
|---------------------------------------|---------|----|
| 経営者会計から所有者会計へ……………                    | 高 寺 貞 男 | 1  |
| アメリカ生命保険業における<br>コスト・ディスクリージャの経済学的考察… | 西 村 周 三 | 17 |
| 合衆国20年代における<br>金の流入と連邦準備政策……………       | 紀 国 正 典 | 29 |
| 現代世界経済における<br>社会主義的国際分業（下）……………       | 田 中 宏   | 47 |
| 電力業再編成の課題と「電力戦」……………                  | 渡 哲 郎   | 72 |
| D. ヒュームと国家破産……………                     | 北 村 裕 明 | 92 |

経済学会記事

---

昭和56年7・8月

京 都 大 学 経 済 学 会

## I 関 一と大阪市財政

京都大学大学院学生 関 野 満 夫

### (報告要旨)

本報告は戦前的大阪市長関一の都市財政論を官治主義的な地方財政制度との関りにおいて検討しようとするものである。周知のごとく、戦前日本の地方団体は明治地方自治制度の下で絶対主義的天皇制政府の地方支配の機関としての役割を担われ、その自治権、財政権は極めて限定されたものであった。しかし、とりわけ都市においては、大正期以降の資本主義的發展と都市化の進展に伴う都市特有の行財政需要が膨張していく中でそうした体制は桎梏となるにいたり、一定の制度的変容がせまられていた。都市の立場からその要求を体现したのが関一をはじめとする都市行政官や内務省開明派官僚であった。彼らは、諸外国の都市制度や思想を参考にして官治主義的財政制度の矛盾を説き、都市の自治権・財政権確立を求め、運動を起こしていた。そのひとつの典型を関一の理論と実践に見ることができる。

関一の都市財政認識の特徴は、改良主義的な利益原則の強調にあり、また制度改革要求と現実主義的対応を結合させていたことにある。第一に注目すべきは、彼の土地(都市地主)への負担増強の主張である。そのひとつは都市の土地課税権の確立である。都市化の進行とともに都市部の地価が急上昇して都市地主は巨額の不労所得を得、さらに土地会社の設立によって投機的利益をも得ていたが、当時の地租ではそれらをほとんど捕捉しえなかった。それ故、関一は利益原則、負担の公平の見地からも都市に土地課税権を確立し、それらを都市の一般行政費の財源として吸収することを求めたのである。この主張それ自体は官治主義に対するブルジョアの進歩性を示すが、関一の地方

税制認識にはそもそも大衆課税的な現状を問題にする視点が弱いという限界があった。また、こうしたブルジョアの改革さえも官治主義体制は拒否したのであった。

都市地主負担においてももうひとつ関一が注目していたのは受益者負担であった。日本の受益者負担制度は、土地税制の不備の中で、公共事業に伴う地主の開発利益を都市財源に吸収するものとして1919年都市計画法等によって導入され、大阪市では全国諸都市の中で最も積極的に活用された。だが、本来の受益者負担理念も官治主義の下では変容を余儀なくされ、負担能力を無視した画一的適用は、零細地主、中小営業者、借家人等の都市大衆の負担増大に帰結せざるをえなかった。

第二に、関一の主張として注目すべきは、市営事業収益を都市財源として積極的に位置づけたことである。例えば、大阪市の市電事業ではその収益は都市計画、下水道、築港の財源として重要な役割を果たしていたが、その高収益を支えたのは利用者たる都市大衆と低賃金、劣悪な労働条件を強制された市電労働者であった。すなわち、それは、大衆負担に依存しつつ都市社会資本建設財源を調達するという都市独自の活動であったのである。

総じて、関一の理論や試みは、基本的には利益原則の一般的適用として、ブルジョアジーの意向を反映した財源確保であり、官治主義に対するブルジョアの進歩性もそれとの妥協的性格を合わせ持つものであった、といえよう。